

「石綿取扱い作業従事者」特別教育講習のご案内

石綿等が使用されている建築物、工作物または船舶の解体等の作業(石綿則第4条)を行う際、石綿によるばく露により肺がんなどの重度な健康障害を引き起こす危険性があることから、作業を行う従事者は、特別教育(安衛則第36条37号)の修了者を就かせることが従事者に義務付けられています。

当組合では、標記特別教育講習を下記の通り開催することと致しました。この機会に是非受講ください。

記

1 開催日時 令和8年2月18日(水)

午前10時～午後4時(受付:午前9時30分から)

2 場所 全建岐阜厚生会館(全建総連岐阜建設労働組合)

岐阜市薮田南3丁目9番5号 電話(058)274-3131

3 講習内容

| | |
|-------------------------|-------|
| 1. 石綿の有害性 | 0.5時間 |
| 2. 石綿等の使用状況 | 1時間 |
| 3. その他石綿等のばく露防止に関し必要な事項 | 1時間 |
| 4. 石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置 | 1時間 |
| 5. 保護具の使用方法 | 1時間 |

合計4時間30分

4 受講料 ◆組合員 5,000円

(テキスト代込) ◆組合員以外 8,000円

◆連携団体会員 7,000円

→(一社)東海木造住宅協会、ぎふの木の住まい協議会)

5 申込期間 令和7年11月12日(水)～令和8年2月6日(金)

6 定員 20名(定員になり次第締切り/受講者が僅少の場合、中止することがあります)

7 申込方法 「申込書」に必要事項をご記入の上、写真2枚(3cm×2.5cm)、運転免許証や健康保険証等(公的に氏名・生年月日が分かるもの)の写しを貼付し、以下へ申し込み、受講料等を納入して下さい。

送付先 〒500-8384 岐阜県岐阜市薮田南3丁目9番5号

全建総連岐阜建設労働組合県本部

受講料の振込先 東海労働金庫 岐阜支店(普通)377196

(名義人)全建総連岐阜建設労働組合県本部

8 その他 (1)振込手数料は、お振込人払いでお願いします。

(2)ご都合により受講をされない場合でも、受講料はお返しえません。

(3)受講者が僅少の場合には、講習を中止することができます。

(4)筆記用具(鉛筆・消しゴム)と送付致します「受講票」を持参下さい。

お問い合わせ 全建総連岐阜建設労働組合 電話(058)274-3131 FAX(058)274-3133

「石綿取扱い作業従事者」特別教育講習 受講申込書

全建総連岐阜建設労働組合 様

石綿取扱い作業従事者特別教育講習の申込みを致します。

申込日 令和 年 月 日

受講者名 _____ 印
自署または記名押印

| | | |
|--------------------------------------|---|--|
| 講習日・場所 | 令和8年2月18日(水) 全建岐阜厚生会館 | |
| ふりがな | | |
| 氏名 | | |
| 生年月日 | 昭和 平成 年 月 日 | ※写真2枚 縦3cm×横 2.5cm 1枚糊付け 他1枚別添 |
| 住所 | 〒 - | |
| 連絡先 | 電話() - | |
| 受講票の 送付先 (住所と異なる 場合は記載) | 送付先住所 〒 - 送付先名 電話() - | |
| 全建岐阜 組合員/非組合員 | <input type="checkbox"/> 組合員 ⇒組合員番号: <input type="checkbox"/> 非組合員 <input type="checkbox"/> 連携団体会員⇒□(一社)東海木造住宅協会 <input type="checkbox"/> ぎふの木の住まい協議会 | |
| 受講料等の 支払い方法 | 銀行振込: 振込済 ・ 振込予定 → 月 日 | |

※申込書に必要事項を記入し、該当項目は☑をして下さい。

※ご記入していただいた個人情報はこの講習以外では一切使用いたしません。

《運転免許証・健康保険証等貼付欄》

※本人の氏名及び生年月日が記載された
公的書類を必ず貼り付けて下さい。

※のりで貼り付けして下さい。

| 管理者印 | 受付印 |
|------|-----|
| | |